

私たちのごみは「出し方にルール」があります

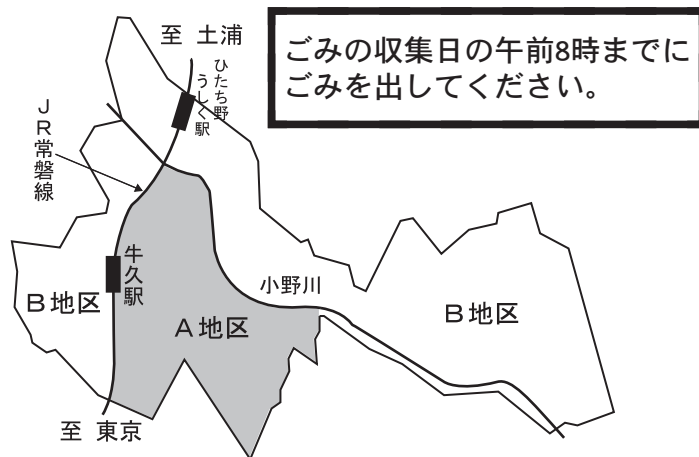


☆ごみ出しのルール！

ごみ出しのルールはそれぞれの市町村により異なります。牛久市では「燃えるごみ」「燃えないごみ」「白

種別	ごみの出し方ルール
燃えるごみ	【週2回：A地区…火・金曜日、B地区…月・木曜日】 ・台所のごみ(生ごみは水気を切ってください) ・資源にならないプラスチック類(シャンプー・洗剤の容器、歯磨き粉のチューブ、プリンの容器など) ・靴・革類(かばん、靴などに付いている金具は、外せるだけ外して、燃えないごみでお出しください) ・資源にならない紙類(紙おむつ(汚物はトイレに流してください)、カーボン紙、感熱紙、ティッシュなど) ・ビデオ・カセットテープ・CD(燃えるごみで出して<u>ください</u>) ※布団・カーペットは、1m以下に畳んでひもで縛り、雨天時以外にお出しください)
燃えないごみ	【週1回：A地区…水曜日、B地区…土曜日】 ・資源物以外の金属類(なべ、やかん、フライパンなど) ※使い切ってから出すもの(薬品の入った缶、カセットボンベ、スプレー缶、ライターなど) ・資源物にならないガラス類(鏡、クリスタル、窓ガラス、耐熱ガラス、蛍光灯、コップ、電球など) ・資源物にならない陶磁器(食器以外のもの(素鉢、植木鉢、灰皿、花瓶など)) ・小型電気製品(ラジオ、ドライヤー、電卓、カメラなど) ※傘は束ねて縛って出してください、蛍光灯は購入時の箱に入れて出してください。 ※可燃性ガスが入っているボンベ・スプレー缶を使い切らずに捨てるのが原因で、収集車両の火災が発生しています。必ず中身は使い切ってからお出しください。 ※刃物や割れたガラスなどの危険物は、新聞紙に包み、内容を明記し指定袋で出してください。
白色トレイ・白色発泡スチロール(旧プラスチックごみ)	【週1回：A地区…水曜日、B地区…土曜日】 ・資源化している白色トレイ・白色発泡スチロールは、トレイ型・箱型・こん包材型・網型で白色のものに限ります(よくすすいで出してください)。そのほかのプラスチック容器などは燃えるごみでお出しください(スーパーなどの店舗回収もご利用ください)。
粗大ごみ	牛久クリーンセンターへ直接持ち込むか、有料での戸別収集(予約制)になります。詳しくは「牛久暮らしの便利帳」56ページ、「平成22年度ごみのルール分別表」または市廃棄物対策課ホームページをご覧ください。

※指定袋以外で出されたものは収集しませんのでご注意ください。



問い合わせ 市廃棄物対策課 ☎ 内線1571

色トレイ・白色発泡スチロール」「粗大ごみ」「資源物」の5分類に区分しています。

特に資源物は①新聞②雑誌(その他の紙)③段ボール④牛乳パック類⑤古着、古布⑥缶類⑦びん類⑧ペットボトル類⑨木くず類⑩陶磁器の10分別に改定し、リサイクルの促進およびごみの削減に努めています。私たちが、ごみの分別を徹底する

ことで、家庭から出る燃えるごみの量を約16%(約2700トン)も減らし、資源物も増やすことができます。このことが実践できると、ごみの量だけでなく処理コストやCO2(二酸化炭素)の削減など、環境を守る行動につながります。

☆家庭から出る大量のごみを牛久クリーンセンターに直接持ち込むには？
ごみの搬入には「エコカード」が

必要になります。「エコカード」は牛久クリーンセンターで発行します。で、牛久市民であることが証明できる身分証(運転免許証・健康保険証・社員証・学生証など)をご持参の上、牛久クリーンセンター1階事務所にお越しください。

※月々土曜日の午前8時45分〜午後4時30分(日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始は持ち込めません)に搬入してください。